

講演会

性感染症予防

エイズ治療や予防についての講演会を開催します。

日本人のHIV感染者数は今も増加傾向にあり、HIV・エイズ対策には若者からご高齢者まで、一人ひとりの正しい知識と理解が必要と言われています。

多くの皆さまの参加をお待ちしています。

【日時】

2月10日(金)
午後2時30分～4時

【会場】

エコールみよた大会議室

【講師】

国立国際医療研究センター
臨床研究開発部長
菊池 嘉^{よしみ} 医師

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係
(32)2554



平成23年度長野県農業 就業フェア開催について

長野県新規就農相談センター主催で、農業法人・個人農家の求人面接会と新規就農相談会が開催されます。

昨年度は、227人の来場者があり、多くの方が農業の仕事を始めています。

農業法人・農家への就職希望または、新規就農や求人募集をお考えの農業法人・農家の方はご参加ください。

【日時】

2月5日(日)
午前10時～午後4時

【会場】

松本市中央公民館

【相談料・出展料】

無料

【申込方法】

農業法人・個人農家の出展者については、参加申込書・求人票をつけて1月13日(金)(必着)までにお申し込みください。

申し込み・問い合わせ先

(社)長野県農業
担い手育成基金
担当 北村
026(23)6222

個人出荷の皆さまへ

野菜価格安定制度が一部改正されました

平成23年度から、生産者の経営安定や、契約取引を一層推進するために制度改正が行われました。

野菜価格安定制度とは

野菜価格の著しい低落により、野菜の再生産が阻害されることのないよう、生産者の皆さまから負担金をお預かりして、一定の水準以下に価格が低落したときに補助金を交付し、生産者の皆さまへの影響を緩和するものです。

主な改正内容

●面積要件の緩和
制度に参加できる登録生産者の面積要件が引き下げられ、参加しやすくなりました。

【指定野菜】

キャベツ、はくさい、
レタスなど
7・Oha→2・Oha

【特定野菜】

アスパラガス、
ブロッコリーなど
2・5ha→1・5ha

○生産者負担の軽減

指定野菜の品目別に過去交付実績を踏まえた負担率が設

町内産の大豆を 募集します

味工房「みよた」では、地元で採れた大豆や米を使用して、手作り熟成味噌を販売しておりますが、気候の影響などにより、原料となる町内産の大豆が現在不足しています。

町内で大豆を栽培している方で、販売が可能な方がいらっしゃいましたら、味工房みよたへ販売していただきますようお願いいたします。

●買取期間

1月末日まで

●納入先

味工房「みよた」
(納入日の数日前に事務局へご連絡ください)

●単価

270円/kg(変動あり、詳細は事務局まで)

●買取受付量

5kg(5kg以下も可、詳細は事務局まで)

●注意事項

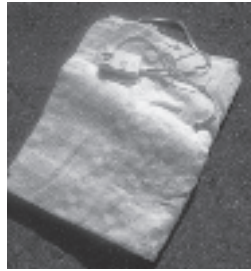
買い取る大豆は調整済みのものに限りです。

問い合わせ先

味工房みよた
090(72)17(3)943
味工房みよた事務局
080(11)40(6)888



① 電気毛布



誤 資源ごみ
正 不燃ごみ(粗大ごみ)

廃家電は不燃の粗大ごみになりますので、井戸沢最終処分場に直接搬入してください。

② 湯たんぽ (プラスチック製)



誤 プラスチック容器包装
正 不燃ごみ

問い合わせ先

町民課環境衛生係(内線47)

年末年始のごみ収集日程

12月			1月	
27日	28日	29日(木)	4日	5日
火	水	~1月3日(火)	水	木
プラ	不燃ごみ	休み	不燃ごみ	生ごみ

直接搬入ごみ ※下記の期間は処理施設の年末年始休業日のため搬入できません。

井戸沢最終処分場	12月29日(木)から1月3日(火)
イー・ステージ(株) (23)8885	12月30日(金)から1月3日(火)

火葬場の年末年始業務休業のお知らせ

火葬業務休業期間 12月31日(土)午後3時~1月2日(月)

※12月31日は、午前9時・11時・午後1時の火葬業務を行います。

「ごんごん」は農業委員会です

御代田町農業委員会事務局 32-3111 内線27・64

農業委員選挙人名簿登録申請書について

毎年12月末にお願いしている「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」を提出していただく時期となりました。農業委員の選挙は一般選挙と異なり、投票できる方は、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方だけです。町の選挙管理委員会は、法律により、その年に農業委員の選挙があるなしにかかわらず、選挙権のある方からの申請に基づき、毎年1月1日現在における選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を作成しています。

④耕作を営んでいる方の同居の親族が配偶者で年間60日以上耕作に従事している方

10a以上農地を所有する皆さまには、既に申請書をお送りしました。申請書には昨年「資格あり」と判定された方の氏名は印刷してあります。裏面の記載注意事項を参照して変更がある場合は、必要事項を記入し、同封した返信用封筒に入れ、1月10日(火)までに提出してください。

【選挙権がある方】

- 次の①と②の要件に当てはまり、③か④の要件にも当てはまる方
- ①平成24年1月1日現在、御代田町に住所がある方
 - ②平成4年4月1日までに生まれた方
 - ③10a以上の農地で耕作を営んでいる方
- なお、農地があるにもかかわらず、申請書が届かない方がいるかもしれません。経営者世帯以外は選挙資格がないので、親がどんなに耕作していても、経営移譲された子の住所が町内にないと、選挙資格がありません。農地が10a以上あるのに申請書が届かない方は、お問い合わせください。